

〔R0524〕 都市計画法

次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 都市計画区域内において、コンクリートプラントの改築の用に供する目的で行う開発行為については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
2. 開発区域の面積が40haの開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該開発区域を供給区域に含むガス事業法に規定する一般ガス導管事業者と協議する必要はない。
3. 市街化区域内において、市街地再開発事業の施行として行う1,000㎡の開発行為については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、仮設建築物の建築を行おうとする者は、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出る必要はない。

〔R0524〕 正答 2

1. 正しい。都計法4条11項により、コンクリートプラントは第一種特定工作物であるが、同法29条1項十一号及び同法令22条四号により、特定工作物の改築の用に供する目的で行う開発行為は、都道府県知事の開発許可を受ける必要はない。
2. 誤り。都計法32条2項及び同法令23条により、開発区域の面積が40ha以上の開発行為については、あらかじめ、義務教育施設の設置義務者（同条一号）、水道事業者（二号）のほか、開発区域を供給区域に含む一般送配電事業者及び一般ガス導管事業者（三号）、鉄道事業者等（四号）と協議しなければならない。
3. 正しい。都計法29条1項六号により、市街地再開発事業の施行として行う開発行為は、都道府県知事の開発許可を受ける必要はない。
4. 正しい。都計法58条の2第1項により、地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、建築物の建築等を行おうとする者は、原則として、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出なければならないが、同項一号及び同法令38条の5第二号イにより、仮設建築物の建築は除かれており、届け出る必要はない。